資料2

熊本市障がい者相談支援事業業務委託 及び 熊本市障がい者地域支援事業業務委託 の 公募結果について（報告）

熊本市障がい者サポーター制度
シンボルマーク

平成30年2月23日　熊本市障がい者自立支援協議会

熊本市 健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課

熊本市障がい者相談支援事業・熊本市障がい者地域支援事業　事業者選定結果

熊本市障がい者相談支援センター（H30～32）

圏域 ★:地域支援	名称	受託者	住所（予定）	現委託
中央１	（未定）	社会福祉法人　明徳会	中央区水道町12番1号	
★中央２	ウィズ	一般財団法人　杏仁会	中央区新大江3丁目20番3号	○
東１	青空	社会福祉法人　ライン工房	東区長嶺西3丁目1番35号	○
東２	きらり	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	東区尾ノ上1丁目16番21号	○
西	（未定）	社会福祉法人　恩賜財団　済生会	西区春日1丁目3番18号	
南１	じょうなん	社会福祉法人　慶信会	南区出仲間6丁目1番1号	○
南２	絆	社会福祉法人　恵春会	南区城南町沈目1502番地	○
北１	アシスト	医療法人　佐藤会	北区龍田町7丁目1番65号　※移転	○
北２	なでしこ	医療法人　横田会	北区下硯川町480番地1	○

※上記は平成30年2月23日現在の情報です。

【H30～32】熊本市障がい者相談支援事業業務委託（委託相談支援）
熊本市障がい者地域支援事業業務委託（モデル事業）

（1）人員配置

＜地域支援モデル圏域（H30～）：中央2圏域＞

・地域支援事業を行う地域支援員を新たに1名配置。

機能強化員	相談員	相談員	地域支援員
A	B	C	D
・機能強化事業 ・相談支援事業	・機能強化事業 ・相談支援事業	・機能強化事業 ・相談支援事業	・地域支援事業

※地域支援事業補助

＜従来型：8ヶ所＞

・地域支援事業の効果的な進め方の協議や事業実施に協力。

機能強化員	相談員	相談員	相談員（西のみ）
A	B	C	D
・機能強化事業 ・相談支援事業	・機能強化事業 ・相談支援事業	・機能強化事業 ・相談支援事業	・機能強化事業 ・相談支援事業

※地域支援事業補助

■相談支援機能強化員

1名（常勤・専従）

・相談支援専門員かつ　社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、　介護支援専門員等

・相談支援業務の実務経験が通算３年以上

■相談員

2名（常勤・専従）※西のみ地域性を鑑み３名

・相談支援専門員

■地域支援員＜新＞

1名（常勤・専従）

・社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の国家資格又は介護支援専門員又は相談支援専門員

（2）業務内容

■熊本市障がい者相談支援事業　業務一覧（H30～32）

※全ての熊本市障がい者相談支援センター（9ヶ所）が実施する業務

※　下線：Ｈ30～追加

1　障がい者相談支援事業

障害者総合支援法第７７条第１項第３号に規定する事業及びこれに関連する政省令等に定められた業務を行うものとして、以下の各号に掲げる業務を実施すること。

① 福祉サービスの利用援助に関すること。

② 社会資源を活用するための支援に関すること。

③ 社会生活力を高めるための支援に関すること。

④ ピアカウンセリングに関すること。

⑤ 権利の擁護のために必要な援助に関すること。

⑥ 専門機関の紹介に関すること。

⑦ 虐待の防止及び早期発見のための情報収集、関係機関との連絡調整及び対応協力に関すること。

⑧ アウトリーチに関すること。

※自ら積極的にサービスを利用することができず、現在サービスに繋がっていない障がい者への支援等を目的とした情報の収集や本人への接触など

⑨ 障がい者への差別的取り扱いに関する相談に関すること。

⑩ 災害時における障がい者への支援の協力に関すること。

2　相談支援機能強化事業

障がい者相談支援事業を円滑に実施するために、次の業務を実施すること。

① 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応に関すること。

② 熊本市障がい者自立支援協議会において総合的に課題を集約し、既存の社会資源を地域ニーズに合わせて改善又は新たに開発することに向けた取組みに関すること。

③ 区毎の障がい福祉ネットワーク会議の開催及び運営に関すること。

④ 担当区域内の指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に対する後方支援及び相談支援専門員の人材育成に関すること。

⑤ 熊本市が熊本市障がい者地域支援事業を委託する事業者が事業を円滑に実施するための補助として行う、熊本市障がい者自立支援協議会及び相談支援機能強化員連絡会議等における熊本市障がい者地域支援事業に係る情報の収集や課題の集約、改善に向けた取組みに関すること。

※　平成32年度より全ての事業所で地域支援事業を実施予定であることを念頭に事業実施

3　市長が必要と認めるもの。

■熊本市障がい者地域支援事業　業務一覧（新規・H30～32）

※モデル事業を実施する熊本市障がい者相談支援センター（1ヶ所）のみ実施する業務

（１）地域における障がい福祉に関する各種情報の収集・提供及び様々な関係機関とのネットワークの構築に関すること。

① 地域で活用可能な機関や団体及び社会資源の把握を行い、地域課題を含めて整理する。

② 地域包括支援センターや民生委員・児童委員、その他地域の関係機関との連携を図る。

③ 支援を必要とする障がい者を見出し、相談や適切な支援に繋げる。

（２）地域における障がい者差別の解消や障がい者理解の促進に向けた取り組みに関すること。

① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に関する周知及び啓発活動を実施する。

② 障がい者サポーター制度等を活用した障がい者理解に関する周知や研修開催等の啓発活動を実施する。

（３）災害時における障がい者への支援体制の構築に関すること。

①災害発生に備え、校区防災連絡会議等への出席、避難訓練への連携・協力等、地域の関係機関と連携した障がい者への支援体制構築に向けた取り組みを行う。

（４）地域生活支援拠点の設置に向けた各種取組みに関すること。

① 熊本市障がい者相談支援センターを将来、地域生活支援拠点（平成32年度までに設置）の中核として位置づけるにあたり、区を基本とする地域において、障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源の円滑な活用に向けたコーディネートを行う。

（５）市長が必要と認めるもの

■地域支援事業のイメージ

- 地域における様々な関係者（地域包括支援センター、民生・児童委員、町内自治会等）とのネットワーク構築を図る。
- 地域において支援を必要とする障がい者を見出し、相談につなげる。
- 地域住民の障がい者への理解を深め、当事者と地域の相互理解を図る。
- 地域と関係機関、当事者と地域をつなぐ役割を担う。
- 災害時の緊急対応（安否確認等）

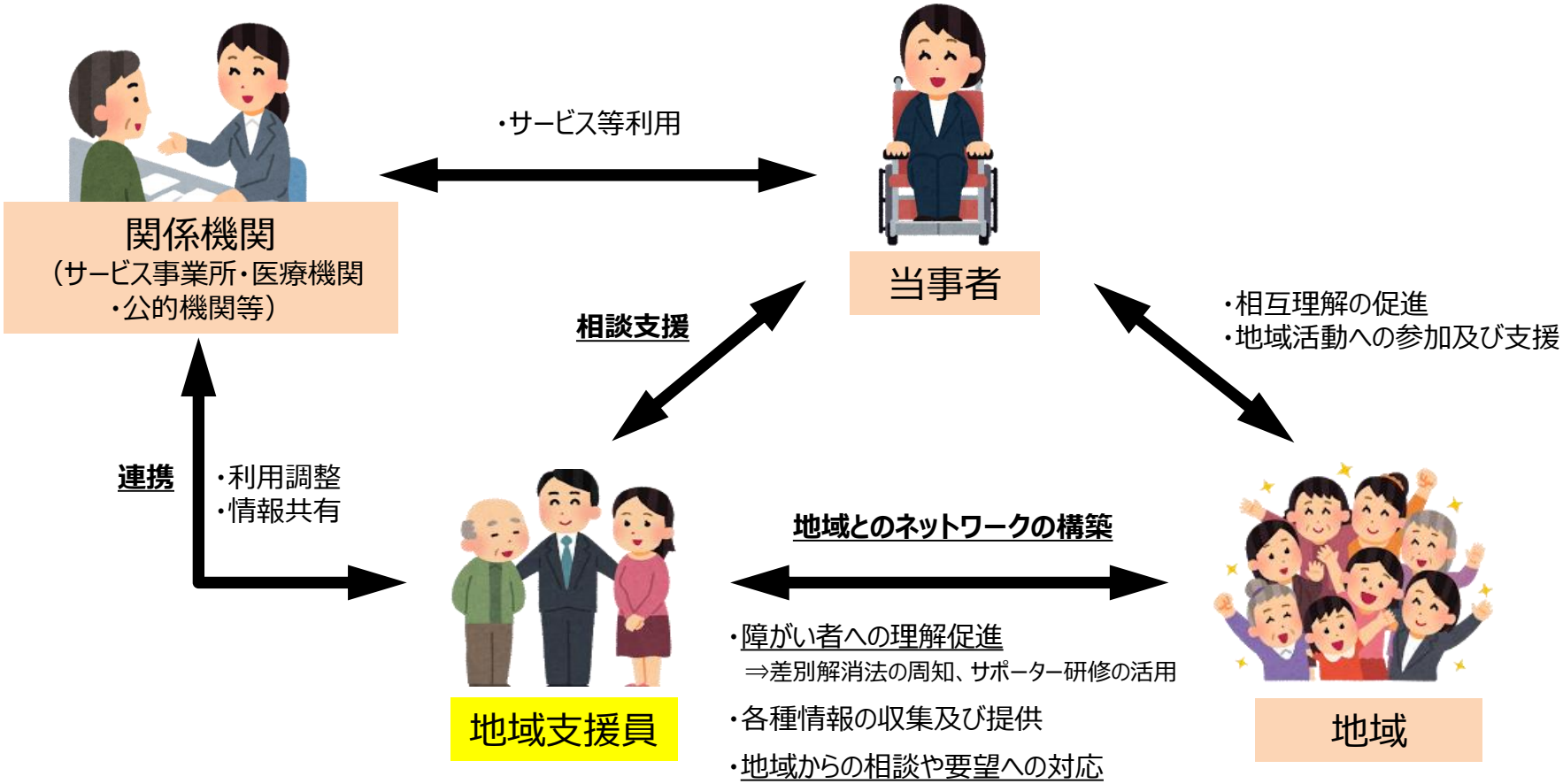

※ 地域で活用可能な機関や団体及び社会資源の把握を行い、課題も含めて整理する。

（3）公募スケジュール

時期	内容	
平成29年 9月	熊本市議会　補正予算議決	
10月	**相談支援事業**（委託相談支援事業） 相談支援事業　**公募開始**（10月10日～11月9日） 〃　**事業者説明会**（10月17日）	**地域支援事業**（モデル事業）
11月	相談支援事業　**応募〆切** **ヒアリング**（12月上旬）	
12月	**選定委員会**　※外部審査（12月15日） 相談支援事業　**受託候補者決定** ※9圏域のうち7圏域のみ 〃　**中央1・西圏域　再公募開始** （12月26日～1月25日）	地域支援事業（モデル事業）**指名型募集開始** ：相談支援事業受託候補者（7者）から選定 （12月26日～1月10日）
平成30年 1月	相談支援事業（再公募）　**応募〆切**	地域支援事業　**応募〆切**
2月	**ヒアリング**（2月上旬） **選定委員会**　※外部審査（2月14日） 相談支援事業（中央1・西圏域）**受託候補者決定**	**ヒアリング**（2月上旬） **選定委員会**　※外部審査（2月14日） 地域支援事業　**受託候補者決定**
3月	実施準備、契約締結、研修実施、業務引継	実施準備、契約締結
4月	**業務開始**	**業務開始**

＜参考＞地域生活支援拠点整備について

（1）目標（障がい者プランより）

住み慣れた家や地域の中で障がいのある人が安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう、窓口機能の充実と連携の強化を図る。

＜地域生活支援拠点等の整備＞

- 障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後を見据え、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくりなど）の強化に取り組む。

（2）具体的な取り組み

- 現在の**熊本市障がい者相談支援センター（委託）に地域との連携強化の機能を付加した基幹相談支援センターを設置**する。 ⇒ **当初は１箇所をモデル圏域とし、地域支援事業を実施**

＜主な機能強化内容＞

① 地域生活支援拠点におけるコーディネートを行う人材を配置

② 地域の関係機関の連携強化に向けた取り組みの充実

- 熊本市障がい福祉計画（第５期）の中で、平成32年度末までに整備する「地域生活支援拠点等の整備」の相談支援機能の中核的な役割として位置づける予定。

（3）熊本市の地域生活支援拠点等整備のイメージ

区を基本単位とした関係機関の連携による地域生活支援

拠点整備により特に強化される部分

中央区
東区
北区
西区
南区

区間での
課題共有・連携

⑤専門性の確保（研修実施）

区を基本とする
関係者間の有機的な連携の輪

障がい児・者、家族

相談

利用

相談

支援

アウトリーチ
災害時支援

スムーズな
利用に向けた調整

〈地域〉

・高齢者分野との連携
ささえりあ

・地域での見守り、災害時の支援
民生・児童委員
地域団体（自治会等）

連携強化

連携

・区役所との連携
区役所福祉課・保健子ども課
まちづくりセンター
地域支え合いセンター

連携強化

※特に復興住宅等から地域への移行に向けて連携が見込まれる

〈地域生活支援拠点の中核〉

障がい者相談支援センター
（基幹相談支援センター）

①相談支援機能
→サービス利用調整など

②地域の体制づくり
→コーディネイトを担う人材の配置
→地域の社会資源を活用・連携

⑤専門性の確保
（研修実施）

課題や状況等の
情報共有

熊本市障がい者自立支援協議会

③緊急時の受入れ・対応
④体験の機会・場の確保
障害福祉サービス事業所
障害児通所事業所

相談

①相談支援機能
指定特定相談支援事業所
指定一般相談支援事業所
指定障がい児相談支援事業所

助言
人材育成

相談

①相談支援機能（専門的な相談）
こころの健康センター
子ども発達支援センター
発達障がい者支援センター
障がい者就労・生活支援センター
障がい者虐待防止センター
精神科救急情報センター
医療機関
他

（4）熊本市の地域生活支援拠点整備のスケジュール（現行案）

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
熊本市 障がい福祉計画		**◆障がい福祉計画（第4期）** ←→ （数値目標） 地域生活支援拠点等の整備 ⇒29年度末までに1箇所を整備			**◆障がい福祉計画（第5期）** ←→ （数値目標） 地域生活支援拠点等の整備 ⇒32年度末までに少なくとも1箇所を整備 ※国の基本方針に合わせて策定予定。			
地域生活支援拠点等の整備	①相談支援機能	**■熊本市障がい者相談支援センター** **（委託相談支援事業所）** 市内に９箇所設置（3年契約）			**■熊本市障がい者相談支援センター** **（委託相談支援事業所）**市内9箇所 **＋ モデル事業（地域支援事業）** （3年契約）			**地域生活支援拠点整備**
	②地域の体制づくり	**自立支援協議会** **（本会議・部会）で** **モデル事業の検証** **必要な機能の検討**						
	③緊急時の受入対応							
	④体験の機会、場の確保							
	⑤専門性の確保							